２０２５

西いぶり広域連合議会会議録

第１回定例会

令和７年２月２０日開会

令和７年２月２０日閉会

西 い ぶ り 広 域 連 合 議 会

令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

（会期１日間）

月　日	曜	会議区分	会　議　時　間	会　議　内　容
２．２０	木	本　会　議	１４：００～１５：０５	開会、議席の指定、会期の決定、議案の説明、質疑、議案の議決、一般質問、閉会

令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期　令和７年２月２０日（木）　（１日）

番　　号	件　　名	提　　出 年　月　日	付託委員会 付託年月日	議決結果 議決年月日
議案第　１　号	令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）	７．　２．20		原案可決 ７．　２．20
議案第　２　号	令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算	７．　２．20		原案可決 ７．　２．20
議案第　３　号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	７．　２．20		原案可決 ７．　２．20
議案第　４　号	西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件	７．　２．20		原案可決 ７．　２．20
報告第　１　号	専決処分について承認を求める件（令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第３号））	７．　２．20		承　　認 ７．　２．20
その他会議に付した事件	議席の指定			指　　定 ７．　２．20
	会期の決定			決　　定 ７．　２．20

目　　次

第１号（令和７年２月２０日）

議事日程　……　1
会議に付した事件　……　1
出席議員　……　1
欠席議員　……　1
説明員　……　1
事務局出席職員　……　1
開会宣告　……　1
諸般の報告　……　2
　○安田議会事務局長　……　2
新議員自己紹介　……　2
　○石澤　清司議員　……　2
　○宇川　裕哉議員　……　3
日程第１　議席の指定　……　3
日程第２　会議録署名議員の指名（板垣　正人議員、五十嵐　篤雄議員）　……　3
日程第３　会期の決定（２月２０日　１日）　……　3
日程第４　議案第１号～議案第３号、報告第１号、質疑　……　3
　○青山広域連合長（議案の大綱説明）　……　3
　○奈良事務管理者（議案説明）　……　4
　○柏木　隆寿議員　……　6
日程第５　議案第４号　……　１０
日程第６　一般質問　……　１１
　○柏木　隆寿議員　……　１１
閉会宣告　……　１７

令和７年２月２０日（木曜日）

第　　１　　号

令和７年　第１回定例会

西いぶり広域連合議会会議録　第１号

令和７年２月２０日（木曜日）　　午後　２時００分　開会
午後　３時０５分　閉会

○議事日程

日程第１　議席の指定
日程第２　会議録署名議員の指名
日程第３　会期の決定
日程第４　議案第１号～議案第３号、報告第１号
日程第５　議案第４号
日程第６　一般質問

○会議に付した事件

１　諸般の報告
２　日程第１
３　日程第２
４　日程第３
５　日程第４
６　委員会付託省略
７　日程第５
８　提案理由の説明省略
９　日程第６

○出席議員（１４名）

議　長	１５番	早　川　昇　三
副議長	１４番	辻　浦　義　浩
	１番	板　垣　正　人
	２番	五十嵐　篤　雄
	３番	真　鍋　盛　男
	４番	菊　地　敏　法
	５番	石　澤　清　司
	６番	宇　川　裕　哉
	７番	柏　木　隆　寿
	８番	常磐井　茂　樹
	９番	髙　橋　直　美
	１０番	村　井　寿　行
	１１番	井　野　正　臣
	１２番	渡　辺　雅　子

○欠席議員（１名）

１３番　田　中　秀　幸

○説明員

広域連合長	青山　剛
副広域連合長	堀井　敬太
副広域連合長	下道　英明
事務管理者	奈良　信一
代表監査委員	杉本　久佐男
事務局長	瀧浪　孝行
総務課長	大場　親厳
総務課主幹	松下　幸稔
共同電算室主幹	佐久間　樹

○事務局出席職員

事務局長	安田　智樹
議事課長	小田桐　浩明
議事課長補佐	山下　盛弘
書記	宮下　直人

午後　２時００分　開会

○議長（早川　昇三）　ただいまから、令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会を開会い

たします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

最初に、議員の失職及び選出についてでありますが、石澤　清司議員並びに小川　晃司議員は豊浦町議会議員の任期満了に伴い、令和６年１１月１４日付で当広域連合議会の議員も失職となりました。これに伴いまして、新たに豊浦町議会から石澤　清司議員並びに宇川　裕哉議員が令和６年１１月１５日付で選出されております。

次に、総務常任委員の選任についてでありますが、委員会条例第４条の規定に基づき、新たに選出されました石澤　清司議員並びに宇川裕哉議員を総務常任委員に指名いたしておりますことを併せて報告いたします。

続いて、その他の報告をさせます。

安田事務局長

○議会事務局長（安田　智樹）　御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの４件、議長付議に関わるもの１件、合計５件でございます。

次に、関係法令の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、関係役職員の出席を求めてございます。

以上でございます。

諸　般　の　報　告

１　西いぶり広域連合議会議員の失職及び選出について

（１）失職

石　澤　清　司　議員

（令和６年１１月１４日

豊浦町議会議員の任期満了）

小　川　晃　司　議員

（令和６年１１月１４日

豊浦町議会議員の任期満了）

（２）選出

石　澤　清　司　議員

（令和６年１１月１５日

豊浦町議会で選挙）

宇　川　裕　哉　議員

（令和６年１１月１５日

豊浦町議会で選挙）

２　総務常任委員の選任について

（１）選任

石　澤　清　司　議員

（令和６年１１月２６日付）

宇　川　裕　哉　議員

（令和６年１１月２６日付）

３　地方自治法第１９９条第９項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

定期監査結果報告について

４　地方自治法第２３５条の２第３項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について（一般会計　令和６年７月分～１１月分）

上記のとおり報告します。

令和７年２月２０日

西いぶり広域連合議会

議長　早　川　昇　三

○議長（早川　昇三）　ここで、新たに選出されましたお二方より御挨拶を受けたいと存じます。

初めに、石澤　清司議員からお願いいたします。

○石澤　清司議員　皆さん、こんにちは。

今回、引き続き選任を受けました石澤でございます。私は去年後期高齢者の仲間入りをさせていただききまして、周りから言われたことはおまえは人の話を聞かないから、これからちゃんと周りの人の話をよく聞いて、よく学習してということを強く言われておりますので、自分

の身を振り返りながら、今日御出席の皆様方に御指導いただきながら務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川　昇三）　続きまして、宇川　裕哉議員お願いいたします。

○宇川　裕哉議員　皆さん、お疲れさまです。

昨年の１１月に議員になりまして、いろいろ分からないことだらけではございますけれども、皆様ぜひぜひ御指導をお願いいたします。宇川裕哉です。よろしくお願いします。

○議長（早川　昇三）　日程第１　議席の指定を行います。

このたび新たに選出されました石澤　清司議員並びに宇川　裕哉議員の議席につきまして、議長から指定いたします。

石澤　清司議員の議席は５番、宇川　裕哉議員の議席は６番といたします。

○議長（早川　昇三）　次は、日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、板垣　正人議員並びに五十嵐　篤雄議員を指名いたします。

○議長（早川　昇三）　次は、日程第３　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、会期は１日と決定いたしました。

○議長（早川　昇三）　次は、日程第４　議案第１号令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）外３件を一括議題といたします。

議案第１号　令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）

議案第２号　令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算

議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

報告第１号　専決処分について承認を求める件（令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第３号））

○議長（早川　昇三）　広域連合長から、提出議案の大綱について説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

青山広域連合長

○広域連合長（青山　剛）（登壇）　令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会の開会に当たり、提案議案の大綱につきまして御説明を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

西いぶりエコファクトリーが昨年１０月より本格稼働を開始いたしましたが、本施設は発生した熱を蒸気や電力としてリサイクルプラザやげんき館ペットトルなどで有効利用するほか、余剰電力は売電するエネルギー回収型廃棄物処理施設であるとともに、ごみの中から鉄やアルミを選別しリサイクルするマテリアルリサイクル推進施設でもあり、循環型社会の実現に向け様々な取組を行ってまいります。

また、ものや環境を大切にし、自然と共生する未来をつくろうをコンセプトに未来を担うこどもたちが様々な気づきを得ながら楽しく学ぶことができる環境学習機能も併せて有しております。

本施設は地域住民の皆様方に欠かせない施設として、今後長期間にわたって安全・安心であることはもちろん、安定した稼働を継続していけるよう努めてまいります。

さて、令和７年度における各事務の取組につ

きましては、廃棄物処理事務では、西いぶりエコファクトリーの安定操業を最重点とするほか、旧施設のメルトタワー２１の解体工事に着手することから、地域住民の皆様の御理解をいただくとともに、ダイオキシン類等の漏出防止をするなど周辺環境への影響を防ぎながら、令和９年度までの解体の完了に向け着実に取り組んでまいります。

共同電算事務では、地方公共団体情報システム標準化への着実な対応のほか、各種制度改正への対応など、関係市町の事務に支障を来すことがないよう努めてまいります。

次に、ただいま議題となりました議案３件、報告１件についてでありますが、補正予算は、情報処理費において制度改正に伴う障がい者システム改修費を措置するほか、共同電算及び中間処理施設に係る業務委託並びに標準化システム接続用装置の整備について債務負担行為を設定するものであります。

令和７年度当初予算は総額３５億６，３４３万４，０００円、編成に当たりましては、廃棄物処理事務では、西いぶりエコファクトリーの安定稼働、旧施設メルトタワー２１の解体工事着手、共同電算事務では、地方公共団体情報システム標準化及び各種制度改正への対応並びに効率的な運営、各構成市町の負担金軽減に向けた経費の圧縮を念頭に行ったところであります。

条例案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件であります。

報告事項は、国の物価高騰対策に係る給付金システム改修費を措置いたしました専決処分１件について御承認をお願いするものであります。

以上が議案の大綱でありますが、個々の案件につきましては事務管理者より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早川　昇三）　奈良事務管理者

○事務管理者（奈良　信一）　それでは、各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第１号令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）についてでございます。

このたびの補正は、障がい者システムの改修に係る経費を措置するとともに、令和７年度当初から実施いたします業務委託及び備品購入につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

第１条では、歳入歳出それぞれ１，１４７万円を追加し、予算総額を９６億７９７万５，０００円とするものでございます。

補正の内容でございますが、４ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

第３款情報処理費では、共同電算システム運用経費のうち、障がい者システム改修経費といたしまして１，１４７万円を計上するものでございます。

次に、４ページ中段の歳入でございますが、第１款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う構成市町からの負担金を追加してございます。

１ページにお戻りいただきたいと存じます。

第２条債務負担行為の補正は、２ページの第２表にございますが、令和７年度当初から実施いたします共同電算システム等保守業務委託で２億８，１５５万７，０００円、標準化システム接続用装置一式で２，４５２万４，０００円、中間処理施設運営技術支援業務委託で１９４万７，０００円、それぞれ限度額を設定するものでございます。

次に、議案第２号令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算でございます。

令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算及び予算説明書の１ページを御覧いただきたいと存じます。

第１条では、歳入歳出予算の総額を３５億６，３４３万４，０００円とし、第２条債務負担行為

の限度額などの所要事項につきまして、４ページの第２表によるものとし、第３条一時借入金では、借入れの最高額を１億円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、歳出から御説明申し上げますので、１２ページをお開きいただきたいと存じます。

第１款議会費では、議員報酬や委員会調査旅費など議会運営に要する経費２５３万１，０００円を計上してございます。

第２款総務費では、８６３万８，０００円の計上でございまして、一般管理費では、車両維持管理経費のほか、統一的な基準による地方公会計財務書類作成業務委託料などを計上してございます。

次に、１４ページ、第３款情報処理費では、共同電算システム運用経費や西いぶりデータセンター整備事業費など２０億３，４４２万５，０００円を計上してございます。

次に、１６ページ、第４款ごみ処理費では１３億７，２７８万３，０００円を計上してございまして、第１項ごみ処理費では、中間処理施設管理運営経費、最終処分場管理運営経費、１８ページになりますが、リサイクルプラザ管理運営経費など１０億１０６万５，０００円を計上してございます。

第２項施設建設費では、旧中間処理施設解体事業費など３億７，１７１万８，０００円を計上してございます。

第５款土木費では、余熱利用施設等管理運営経費として４，３３１万２，０００円を計上してございます。

第６款災害復旧費では、前年度と同額の１００万円を計上してございます。

次に、２０ページ、第７款公債費では、一時借入金利子として６万６，０００円を計上してございます。

第８款職員費では、会計年度任用職員の報酬や派遣職員給与費負担金など９，８６７万９，０００円を計上してございます。なお、この職員費に関連いたしまして、２２ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

第９款予備費は、前年度と同額の２００万円を計上してございます。

以上で歳出を終えまして、次に歳入について御説明申し上げます。

８ページにお戻りいただきたいと存じます。

第１款分担金及び負担金は２９億７，８１９万７，０００円の計上で、構成市町別の負担金につきましては説明欄に記載のとおりとなってございます。

第２款使用料及び手数料では、ごみ処分手数料など３億１，８６６万７，０００円を計上、第３款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金１億１，３６８万２，０００円を計上、第４款財産収入では、空き缶売払収入など７，３６７万３，０００円を計上、次に１０ページ、第５款繰越金では、前年と同額の１，０００円を計上、第６款諸収入では、廃棄物処理施設運営に伴う余剰電力発電収入など７，９２１万４，０００円を計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、このほかの説明資料といたしまして、３０ページに歳出予算額の款別及び節別予算調書、３２ページに地方債の状況調書、３４ページに職員費の目的別予算調書と歳出予算性質別前年度比較表を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案第３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件についてでございます。

本件は、刑法の一部改正により懲役及び禁錮を統合し、拘禁刑として単一化されたことに伴い、条例における罰則規定に係る改正を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては令和７年６月

１日から施行してまいりたいと存じます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第１号専決処分について承認を求める件（令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第３号））についてでございます。

本件は、低所得世帯等に対する支援に係る給付金システムの改修のため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年１月１４日付で専決処分により補正をさせていただいたものでございます。

報告第１号別紙の１ページを御覧いただきたいと存じます。

第１条では、歳入歳出それぞれ１，７３０万１，０００円を追加し、予算総額を９５億９，６５０万５，０００円とするものでございます。

補正の内容でございますが、２ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

第３款情報処理費で、共同電算システム運用経費のうち、給付金システム改修といたしまして１，７３０万１，０００円を計上してございます。

中段の歳入でございますが、第１款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う構成市町からの負担金を追加してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（早川　昇三）　質疑を行います。

初めに、議案第１号令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）　それでは、私のほうから議案第１号令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）について、２点お伺いしたいと思います。

１点目は、中間処理施設運営技術支援業務委託において、令和７年度は限度額１９４万７，０００円で債務負担行為が設定されており、業務委託の目的が西いぶりエコファクトリーの適正な運営のためとされておりますが、この具体的な業務内容についてお伺いいたします。

２点目として、令和６年第２回定例会での御答弁では、施設運営に関し、安定稼働のため、運営事業者と広域連合が施設運営に関する情報交換と業務調整を図ることを目的とした運営会議を設置し、運営モニタリングを行うことが明かされ、コンサルタントへ運営モニタリング業務を委託するとのことでした。この運営モニタリング業務は、昨年第１回定例会において債務負担行為として議決された中間処理施設運営モニタリング業務委託と思いますが、委託目的が新施設の適切な運営の実施のためとされております。中間処理施設運営技術支援業務との役割の違いについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　具体的な業務内容につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、毎月の運営モニタリング会議への参加及びその際に自治体側の立場に立った技術的な助言をすることと、また２か月に１度程度、現地にて操業の状況について確認いただく内容となってございます。

続きまして、中間処理施設運営技術支援業務との役割の違いについてでございます。

運営モニタリング業務委託につきましては、技術支援業務と異なりまして、毎月施設の運営に関する各種データやごみ質分析などの試験結果を専門的な知見により確認、検証し適切なご

み処理が行われているかどうかのモニタリングを行います。

なお、このモニタリングによりまして、建設時の要求水準書及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には広域連合から運営事業者へ是正勧告を行うこととなります。

さらに、この是正勧告によっても改善が見られない場合にはペナルティーとして委託料の減額等の措置についても検討することとなります。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　ないようですので、以上で議案第１号の質疑を終了します。

次に、議案第２号令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）　議案第２号令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算について、６点お伺いいたします。

１点目は、令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算は、昨年新中間処理施設西いぶりエコファクトリーが完成し稼働したことに伴いまして前年度分の施設建設費約７５億円が減少しましたが、旧中間処理施設解体費が約３．７億円計上されるなど対前年度当初予算よりも約６０億円減額の予算となっております。

そこで歳入についてお伺いしますが、使用料及び手数料の項目で前年度より約１．１億円増額計上されております。ごみ処分手数料の増とのことですが、住民の直接持込み量の見込みと約１．１億円増の積算根拠について伺います。

２点目としては、財産収入で物品売払収入が前年度比１５５％にアップとなっている要因についても伺います。

３点目としては、諸収入においては、余剰電力発電収入が令和６年度予算は２，４５８万円であったのが、令和７年度予算では７，９１６万３，０００円と５，４５８万３，０００円の大幅な増収となる見込みでありますが、昨年１０月～１２月の３か月の売電収入は３，６１３万４，０００円とお聞きしております。トラブルなく当初予定どおりの稼働であれば、月平均１，２００万円程度の売電収入となり年間１．４億円程度となります。令和７年度当初予算の余剰電力発電収入計上額は約８，０００万円であり、少な過ぎると思われますが、その理由について伺います。

４点目としては、歳出についてでありますが、ごみ処理費ではごみ処理総務費が９５９万８，０００円と前年度よりも６，９９１万４，０００円減となった理由と内訳について伺います。

５点目としては、歳出についてですが、ごみ処理費では前年度比７１．７億円の減ですが、主なものは施設建設費の減が大きいと思います。一方で、施設運営費では物価上昇分の委託料改定により５，２６５万５，０００円増額計上されております。人件費とその他に分けて内訳について伺います。

また、人件費については平均賃金の何％アップとなっているのかも伺います。

６点目として、旧中間処理施設解体工事に令和８、９年度に限度額２７億１，９２５万円、同じく旧中間処理施設解体工事監理委託に限度額２，７３９万円の債務負担行為が設定されております。過去の御答弁では、解体工事費については２２億円、設計委託費が２，２００万円、工事監理委託費は３，３００万円、土壌汚染対策費４，４００万円と御答弁されておりました。

令和７年度予算では、解体工事費予算は３億６，１６８万円、工事監理費に９９０万円が計上されており、債務負担行為限度額と合わせ解体費は約３１．５億円、工事監理委託費は３，７２

９万円となっております。これら工事費と監理委託費が増嵩となった理由についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　初めに、直接搬入ごみ量の見込みとごみ処分手数料増の積算根拠についてでございますが、昨年手数料に関する条例が改定となっており、室蘭市と豊浦町から直接搬入する場合１０キロ当たり１８０円、伊達市、壮瞥町及び洞爺湖町につきましては経過措置として令和６年度までは１０キロ当たり５０円、令和７年度は６０円と令和１０年度までに段階的に９０円まで増となりますことから、令和７年度は直接搬入されるごみ量は３０トン程度の減となる見込みで、この処分手数料全体としては増となるものと積算しているところでございます。

次に、財産収入増の要因につきましては、アルミ缶やペットボトルの売払い単価の上昇が要因となっているところでございます。

次に、余剰電力発電収入についてでございます。

こちらは運営事業者の年間処理計画に基づき算定してございます。また、昨年１０月～１２月の売電収入が好調であった理由につきましては手数料改定の影響によりまして９月末にごみの搬入量が増加し、その処理のため１０月の稼働率が上がったことが要因と考えられます。その後、８００万円台～７００万円台で推移してございまして、ごみ量の減少率を考慮いたしますと、令和７年度の余剰電力売電収入計上額は適正なものと考えているところでございます。

次に、ごみ処理総務費が前年より減となった理由でございますが、旧施設稼働時には広域連合が負担していた電気料金について、新施設では運営事業者が負担することとしましたため、その電気料金の減が主な理由でございます。なお、ごみ発電の売電量が増加したことによりまして、実際に運営事業者が負担する電気料金も減となる見込みでございます。

次に、施設運営における委託料改定による増額分の内訳でございます。

令和６年度は新施設稼働が半年間のため単純比較は難しいところでございますが、仮に令和６年度の新施設分の委託料を２倍にして令和７年度と比較いたしますと、人件費で１，０００万円弱の増、その他の経費で２，０００万円強の増となります。数字の合計が大きく異なりますのは、令和６年度上半期のメルトタワーの操業が新施設の試運転の影響によりまして実質３か月程度だったことが要因でございます。

運営事業者の人件費に関しましては、厚生労働省北海道労働局の北海道最低賃金を指数といたしまして、毎年度改定を行うことが運営・維持管理契約で取り決められてございます。令和７年度は約４．３％の上昇となってございます。

次に、解体工事費が増嵩となった理由でございますが、主な理由として２点ございます。１点目は、建設業における働き方改革によりまして週休２日制が導入されたことにより、従来の焼却施設解体事例よりも工期が必要になったこと。２点目といたしまして、キルン式ガス化溶融炉という特殊な処理方法の施設でございまして、一般的なストーカ式焼却炉に比べまして停止時に処理施設内に残る有害物質が非常に多く、また重金属類の濃度が高いため処理費用が高額となること、加えまして建設単価が上昇を続けていることも影響してございます。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）　るる御答弁いただきました。

何点か再度お伺いいたします。

１つ目には、先ほど住民の直接搬入ごみ量の

見込みと約１．１億円増の積算根拠について伺いました。この直接持込みする場合の手数料の経過措置を講じている１市２町の持込みごみの手数料減額分というのはどのように精算されているのか、まずお伺いしたいと思います。

２つには、余剰電力発電収入についてお伺いしました。昨年１０月から直接持込み搬入時の手数料が値上げされたため、９月末までに駆け込み搬入されてごみ処理量が増加したことによって発電量が増加したということでありますが、災害廃棄物受入れ時以外でも搬入ごみ量が増加した場合は、年間処理計画を上回るごみ処理も実施するとの理解でよろしいのかお伺いしたいと思います。

３つ目に、ごみ処理費の電気料金の減についてでありますが、基本的に新施設ではごみ焼却による発電により電気料金がかからないことになりますが、旧施設稼働時には広域連合が負担していた電気料金について、新施設では運営事業者が負担することとした理由について伺いたいと思います。

最後に、旧中間処理施設解体工事の工事費の増嵩要因については答弁のとおりで理解しましたが、では週休２日制導入による工期の延長期間は当初見込みに比べてどの程度なのかお伺いします。

また、旧処理施設設備内に残る有害物質が非常に多く、その重金属類の濃度が高いため処分費用が高額になったとのことであり、合わせて現時点で解体費が当初見込みよりも３割アップとなっております。有害物質等の処理費用はどの程度と積算されているのかお伺いします。

以上です。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　初めに、手数料の経過措置を行っている１市２町の手数料減額分の精算についてでございます。

こちらはそれぞれの市町に対して負担金として請求し精算してございます。

次に、ごみ量増加の場合の年間処理計画との関係でございますが、搬入ごみ量が増加した場合も１日当たり１４９トンの処理能力を超えない範囲で処理を実施いたしますので、結果として年間処理計画を上回る可能性はございます。

次に、新施設におきまして運営事業者が電気料金を負担することになった理由でございます。

電気料金につきましては、本来委託業務に伴って発生するものでございますので、受託者、すなわち運営事業者が負担すべきものと考えますが、旧施設におきましては令和５年度に電気料金の大幅な値上げがあったこと、また燃料単価が不安定な状況にあったことも加味いたしまして、令和５年度の委託契約を変更し電気料金を広域連合が負担することへ変更したものでございまして、新施設では本来の考え方へ戻し運営事業者の負担としたところでございます。

次に、解体工事の工期についてでございますが、週休２日制導入により工期の延長は約１．２倍と見込んでございます。従来２年半であった工期が３年必要となる見込みでございます。また、有害物質等の処分費用につきましては数億円規模と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）　最後に、解体費について再度お伺いします。

解体工事には有害物質等の処理も含め専門性が高く、ごみ処理施設解体に多くの実績と知見がある事業者の受注が安全性も含め求められます。工事監理委託並びに解体工事の入札方法はプロポーザル的なものも必要と考えますが、広域連合としてどのように検討されているのか伺います。

また、令和９年度中に完了する工期とすると、入札準備期間なども考えると早期の発注が求め

られますが、今後の発注スケジュールについても伺います。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　解体工事の入札方法につきましては、工事の特性上プロポーザル的なものはなじまないものと考えてございますが、専門性の高い工事となりますことから受注者には同種案件の実績を求めることを検討してございます。また、工事監理委託につきましては、同じく専門性が高いことから多くの解体工事監理の実績と知見を有する業者への委託を検討してございます。

なお、発注時期につきましては、議員御指摘のとおり早期の発注が必要と考えてございますことから、できるだけ早く発注できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　ないようですので、以上で議案第２号の質疑を終了します。

次に、議案第３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　ないようですので、以上で議案第３号の質疑を終了します。

次に、報告第１号専決処分について承認を求める件（令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第３号））について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　ないようですので、以上で報告第１号の質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第１号令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第４号）、議案第２号令和７年度西いぶり広域連合一般会計予算及び議案第３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件の３件を一括して採決いたします。

議案第１号、議案第２号及び議案第３号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、報告第１号専決処分について承認を求める件（令和６年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第３号））を採決いたします。

報告第１号は、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（早川　昇三）　次は、日程第５　議案第４号西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

議案第４号　西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件

○議長（早川　昇三）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、提案理由の説明、質疑を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川　昇三）　異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（早川　昇三）　次は、日程第６　一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）（登壇）　令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会に当たり、西いぶり広域連合の運営に関し、通告に従い順次質問させていただきます。

大項目１、新中間処理施設について。

初めに、西いぶりエコファクトリー建設工事についてお伺いします。

西胆振地域においてもいまだ新型コロナウイルス感染症が収束する気配がありませんが、国が令和５年５月に５類移行したことにより、私たちの生活も日常をほぼ取り戻しつつあります。

この間、当中間処理施設においても地域内人口が年１～２％減少していく中で、社会経済活動が大幅に低迷し事業系ごみが大幅に減少、一方で巣籠もりによる家庭系ごみが増加するなども一時期ありましたが、各市町からの住民へのごみ排出削減の啓発効果もあり、現在は家庭系、事業系ともに減少しているとのことであります。そして、コロナ禍で関連施設である余熱利用施設げんき館ペトトルやリサイクルプラザの利用者も減少するなど大きな影響を受けてきました。

そのような中で老朽化した中間処理施設の更新時期を迎え、新中間処理施設の建設が始まり、令和６年１月完成、２月から試運転を行い１０月より供用開始となりました。新施設は今後２０年６か月は稼働する予定であります。

先般、２月５日に開催された令和６年度第４６回全国都市清掃研究・事例発表会において、西いぶり広域連合新中間処理施設についての事例発表が広域連合職員によりあったことをお伺いし、建設に携わった職員並びに建設事業者等全ての方々に敬意を表するものであります。

そこで、今回の新中間処理施設完成、供用開始に当たり総括的に伺いたいと思います。

初めに、地元業者の建設工事参画についてであります。

１つに、新中間処理施設建設工事は当初契約金額２１４．４億円の大プロジェクト工事でありました。建設計画当初から一次下請、二次下請を含め地元企業が多数参加することで、地域経済に大きく寄与することから元請ＪＶメンバーの地元参画、一次下請企業の地元活用が求められました。当初の受注者提案では１４社、１４億円とのことでしたが、最終的には西胆振圏域の地元企業の受注額はどのような結果となったのか、また西胆振地域への経済効果がどのくらいあったのか分かる範囲でお答えください。

２つに、全国都市清掃会議の支援についてであります。

旧中間処理施設の失敗を受けて、新中間処理施設建設のアドバイザリーとして公益社団法人全国都市清掃会議の協力を得ましたが、その効果について具体的に伺います。

２点目、西いぶりエコファクトリーの運営についてであります。

昨年１０月より供用開始となり４か月が経過しました。この間ピット内の火災等もなく順調に稼働していると思いますので、以下質問いたします。

初めに、運営費用の差についてであります。

予算における令和７年度の新中間処理施設運営費と令和５年度の旧中間処理施設運営費を比

較した場合、大きく内容が変わったところについて伺います。

また、旧施設では供用開始当初から燃焼効率を上げるため助燃措置として随時灯油を使用しておりましたが、新施設での使用についても伺います。

次、計画ごみ量との差における運営会社への影響について。

新中間処理施設建設に当たり、策定した新中間処理施設整備基本計画における令和７年度の計画ごみ量は可燃ごみ３万７，６３３トン、破砕残渣５，９３８トンの合わせて４万３，５７２トンでしたが、今回策定された令和７年度予算におけるごみ量の見込みについて伺います。

また、この要因と基本計画におけるごみ量推移と今後の令和８年度以降におけるごみ量推移が乖離した場合の運営事業者の経営に与える影響について伺います。

次、運営に関する人員体制について。

新中間処理施設の運営会社株式会社西いぶりクリーンシステムについては、旧施設の管理運営を担った西胆振環境株式会社の従業員を新会社が引き続き雇用し運営されております。旧施設と新施設を比べ、運営に関する人員体制に変更があったのか伺います。

次、旧施設の課題を生かした効果について。

新中間処理施設は本格稼働から４か月が過ぎましたが、旧施設稼働時と比較してどのような効果があったのか、またごみ受入れにおいて、旧施設では形状等で受入れ不可物が新施設では受入れできるようになるなど、改善された部分について伺いたいと思います。

次、持込み車両の混雑についてであります。

搬入スペースは旧施設に比べて狭くなっておりますが、土日など一般市民が持ち込む頻度が多い日などの混雑緩和対策について伺います。

次、住民意識の向上についてであります。

西いぶりエコファクトリーは循環型社会推進に寄与する施設として、関連施設のみならず地域住民に対し施設見学などを通し、５ＲやＳＤＧｓへの関心を醸成することが肝要であります。各市町の環境団体による定期的な施設見学及び意見交換などの場を設ける考えなど、今後の施設見学等への取組について伺いたいと思います。

中項目３、旧中間処理施設解体工事について。

キルン式ガス化溶融炉について伺います。

先ほどの質疑においても、キルン式ガス化溶融炉はストーカ式焼却炉に比べ停止時に処理設備内に残る有害物質が非常に多く、また重金属類の濃度が高いため処分費用が高額になるとの答弁がありました。国内ではキルン式ガス化溶融炉のごみ焼却施設は何か所あるのか、またそのうち既に解体工事が行われたところは何か所あるのか伺います。

次、残渣物について伺います。

そもそもメルトタワー建設の目的は、国の廃棄物処理施設からのダイオキシン類削減対策強化だったと思いますが、今回のような解体時に多量の有害物質や重金属の高濃度残渣は想定されていたのか伺いたいと思います。

次、解体工事の課題についてであります。

多量のダイオキシン等の有害物質や高濃度重金属類が残置している部分は専門的な知識を持った事業者が携わることになると思いますが、解体工事についても建設工事と同様に地元事業者が多く参画できることが望まれ、それが地域経済に好循環を及ぼすと考えます。多くの地元事業者が参画できる可能性について伺います。

大項目２、災害廃棄物の受入れ処理について。

初めに、災害廃棄物への対応についてであります。

旧中間処理施設では災害廃棄物の受入れ自体が焼却処理方式上難しかったと思いますが、新施設での災害廃棄物への対応について伺います。

次、職員教育について。

運営に携わる職員への周知、教育など必要と

考えますが、集団教育または個別教育の対応策について伺いたいと思います。

大項目３、関連施設について。

初めに、利用者推移と要因について。

旧中間処理施設とともに建設された余熱利用施設であるげんき館ペトトルとリサイクルプラザも建設から２０年が過ぎ、先般長寿命化計画も策定し利用者等が快適に利用できる体制づくりを行っていますが、近年の利用者数の推移と要因について伺います。

次、ネーミングライツについて。

関連施設の長寿命化についても修繕費等の捻出は基本、各構成自治体の負担となりますが、以前施設のネーミングライツについて検討する旨の答弁がありましたが、その後の検討状況について伺いたいと思います。

次、多目的広場の活用についてであります。

旧中間処理施設場所の解体後の活用策として、廃棄物の一時仮置場や災害廃棄物の仮置場としての活用を検討との過去の答弁がありましたが、多目的広場の今後についてはどのように検討されているのか伺います。

最後に、ペットボトル水平リサイクルについて伺います。

昨年６月に事業者を募集した西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクルのボトルｔｏボトル事業についてですが、事業概要と目的について伺います。

既に昨年１０月から事業は始まっており、協定期間は令和８年３月までとのことですが、売買単価は容器リサイクル協会引取りとの比較でどのようになっているのか伺います。

また、従前の引取り先である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との関係についてもどのようになっているのか伺います。

以上です。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　柏木議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、大項目の１つ目、新中間処理施設についてのうち、１つ目、西いぶりエコファクトリー建設工事についてでございます。

初めに、最終的な地元企業の受注額についてでございますが、ごみ処理施設のプラント工事においては約１８．７億円、建屋と外構整備の建築工事においては約１７．２億円、合計約３５．９億円となり提案時の２倍以上となってございます。

また、西胆振地域への経済効果についてでございますが、具体的な金額の把握は難しいところでございますが、延べ人数で約１２万人が作業に従事したことから、その作業員の宿泊や飲食による経済効果、海外からの製品輸送につきましても崎守埠頭を活用するなど、様々な経済効果があったものと認識しているところでございます。

次に、全国都市清掃会議の支援についてでございます。

建設時の支援の際には自治体で実際に廃棄物処理事業に従事していた方から、自治体の立場からの技術的な助言をいただいております。また、建設時のみならず運営開始後を見据えた技術支援の効果により、現在新施設が順調に稼働しているものと考えているところでございます。

次に、２つ目の西いぶりエコファクトリーの運営についてでございます。

１点目の運営費用の差についてでございますが、ごみ量が異なりますので運営委託費をごみ処理量で割った処理単価で比較いたしますと、令和５年度の旧中間処理施設実績処理単価はトン当たり２万７，２８１円、令和７年度の新中間処理施設処理単価の見込みはトン当たり２万９７７円となり、おおよそ２５％の減となってございます。

また、新施設での助燃装置の役割につきまし

ては、焼却炉内部の温度が不燃ごみの混入などにより８５０度を下回った場合のみバーナーで助燃を行い、温度上昇をさせるための設備でございます。旧施設のように頻繁に使用するという装置にはなっていないものでございます。

２点目の計画ごみ量との差における運営会社への影響についてでございますが、令和２年からのコロナ禍による事業系ごみの減少やこの間の人口減少により家庭系ごみの減少が要因と考えてございます。

また、運営事業者への影響についてでございますが、委託費のうち、固定費として人件費や光熱水費の基本料金、定期的な補修に関する費用、変動費としてごみ処理量によって上下する薬剤などの費用を設定してございますので、ごみ量の変動による運営事業者への影響は少ない契約となっているところでございます。

３点目の旧施設と新施設の人員体制の変更についてでございますが、運営会社内部で若干の異動と新規採用があったものの、それ以外の全員が新施設の運営会社へ移籍したため変更はほぼなかったものと伺っているところでございます。

４点目の旧施設と比較しての効果とごみ受入れにおいての改善点についてでございます。

旧施設では一般搬入車両とごみ収集車両が同じ動線となっておりましたため、混雑時には家庭系ごみの収集が遅れてしまい、ごみ受入れ時間を延長するということがございました。一方、新施設ではごみ収集車両専用の車線を設けましたのでごみ収集が遅延することがなく、ごみ受入れ時間の延長も発生していない状況でございます。

また、ごみの受入れに関しましては、燃やせるごみの基準を長辺５０センチ以内の可燃物と単純化しておりますことと、個別の品目の分別について西いぶりエコファクトリーのホームページ上にごみ分別辞典を掲載し、検索ができる仕組みをつくっているところでございます。

さらに、ごみピットへ転落事故防止の観点から住民がごみを自己搬入する場所にダンピングボックスを設置し、住民がごみピットに近づくことなくごみを投入することができるため、利用者からは安心感があると好評をいただいているところでございます。

５点目の一般市民が持ち込む頻度が多い日などの混雑緩和対策についてでございますが、ごみ自己搬入の手続について、新施設では西いぶりエコファクトリーのホームページで事前に登録することで、その際発行される２次元バーコードを計量棟で読み取るだけのペーパーレス手続を可能としてございます。なお、従来の紙による搬入申告書受付も引き続き可能としてございます。

６点目の住民意識の向上についてでございます。

施設見学につきましては、西いぶりエコファクトリーのホームページから随時申し込むことができるようになっておりまして、運営会社が対応することとなってございます。環境団体や他の自治体関係の視察につきましては広域連合事務局が適宜対応することとなってございます。

次に、３つ目、旧中間処理施設解体工事についてでございます。

初めに、キルン式ガス化溶融炉についてでございます。

同型の炉は国内に７か所ございますが、その解体工事を行った事例はこれまでございません。

次に、多量の有害物質や重金属の高濃度残渣の想定についてでございますが、昨年度より進めてまいりました解体工事実施設計委託の現地調査において判明したものでございますので、当初は想定していなかったものでございます。

また、解体工事の地元業者の参画についてでございますが、焼却施設の解体工事につきましては専門的な知識と施工実績が必要と考えてご

ざいますが、一方で気象条件や地理的条件に精通した地元企業の参画が必要であり、かつ工事規模が大変大きいことから、共同企業体による施工が適切であるものと考えているところでございます。

続きまして、大項目の２つ目、災害廃棄物の受入れ処理についてでございます。

１点目の新施設での災害廃棄物への対応についてでございますが、受入れにつきましては、新施設においても西いぶり広域連合災害廃棄物処理計画に基づき受入れを行う計画となってございます。なお、新施設の規模についても、災害発生１年目の災害廃棄物処理量を見込んで算定しているところでございます。

また、処理につきましては、各構成市町で運営する災害廃棄物の仮置場において分別されたごみが搬入されますため、処理量が多くなるものの通常の処理工程と同様となるものでございます。なお、新施設には可燃性粗大ごみを焼却できるよう破砕する前処理破砕機をプラットホームに整備しておりますので、旧施設に比べ円滑な処理が可能になるものと考えているところでございます。

次に、運営に携わる職員への教育でございますが、処理工程自体は通常と同様となりますため、量は多くなるものの災害廃棄物に特化した教育というものは不要と考えてございます。なお、通常時の教育につきましては、西いぶりクリーンシステムが定めた業務マニュアルに基づきＯＪＴ及びオフＪＴ教育を実施し、必要に応じて外部講師を招いての教育を行う計画となっているところでございます。

次に、大項目の３つ目、関連施設についてでございます。

初めに、げんき館ペトトルとリサイクルプラザの利用者数の推移とその要因でございますが、新型コロナの影響によりまして一時利用者数は落ち込んでいたものの、令和４年度から徐々に回復はしてきておりました。

しかしながら、今年度は新中間処理施設の稼働に向け７月～９月末閉館しておりましたので、利用状況の分析は難しいところでございますが、来年度からは通常どおりの開館となりますことから、利用環境の整備や広報等を通じて利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ネーミングライツの検討状況についてでございます。

施設の維持管理における財政負担を軽減する方策として、ネーミングライツによる財源確保は有効であるものと認識してはおりますが、エコファクトリーの関連施設における指定管理者の公募に対する応募状況等を勘案いたしますと、現時点においてネーミングライツを導入することは困難であるものと考えているところでございます。

次に、多目的広場の活用についてでございますが、西いぶり広域連合都市公園条例に定めております範囲において、これまでどおり地域の方へ開放し、また様々なイベントに活用いただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、ペットボトル水平リサイクル事業の概要と目的でございますが、当連合と民間事業者が連携協定を締結し、ボトルｔｏボトルリサイクルの推進に加え環境学習等への取組を通じて、ゼロカーボンシティや持続可能な循環型社会への実現に寄与するものでございます。

容器リサイクル協会との関係につきましては、ペットボトルの引取り価格の下落を考慮いたしますと、協会との取引を継続することは必要と考えておりまして、売買に係る収入額につきましては協会による全国の入札実績により決定される方法となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　柏木　隆寿議員

○７番（柏木　隆寿）　るる御答弁いただきましたので再質問２点させていただきたいと思います。

まず初めに、新中間処理施設についてでありますが、エコファクトリーの運営についてであります。

現在旧施設同様、日曜日の不燃ごみ受入れは行っておりません。受け入れた場合、人員及び委託費の増嵩額について分かれば伺います。

また、人員以外での課題があれば伺いたいと思います。

次、関連施設についてです。

先ほど、利用者の推移と要因についてお伺いしました。私は関連施設の利用者が少ない要因は交通の便が悪いという部分もあると思いますが、周知不足も大きいのではないかというふうに考えます。

過去の御答弁では、紙版の広報西いぶりを廃止して広域連合のホームページやエックス――旧ツイッターですね、それらを活用して関連施設等の利用者を増やす取組を行うとされておりました。

２０２１年２月１９日の広域連合議会での同僚議員質問時にエックスによる発信数は通算１０件、その後２０２２年１２月２７日までに１３件発信されましたが、この２０２２年１２月末以降は一切発信がありません。これで西いぶり広域連合の情報が３市３町の住民へ発信されていると言えるのでしょうか。少数精鋭で運営しているということは理解いたしますけれども、先ほども述べましたが、広域ごみ処理事業やデータセンター事業、関連施設の活動をもっと住民に認知していただくことも必要と考えますので、今後の西いぶり広域連合の広報の在り方について伺いたいと思います。

最後に一言述べたいと思いますけれども、先ほど解体工事について、キルン式ガス化溶融炉について御答弁いただきました。国内では７か所ということで、解体工事を行った事例がないということで、逆に言うと今回の当広域連合の旧施設の解体は日本初なんです。ダイオキシン等の処理をされている事業者はいっぱいいるかと思いますけれども、ただこのキルン式のガス化溶融炉の解体というものが初めてということなので、先ほど質疑等でもるる伺いましたけれども、やはり安全・安心に工事が完了できるということがやっぱり近隣住民、またこの西胆振の住民に対しても非常に重要なことだと思いますので、その点を広域連合としても十分注意して取り組んでいただきたい、そのようにお願いします。

以上です。

○議長（早川　昇三）　答弁を求めます。

瀧浪事務局長

○事務局長（瀧浪　孝行）　西いぶりエコファクトリーの運営についての再質問に順次お答えいたします。

初めに、日曜日の不燃ごみの受入れについてでございますが、運営・維持管理業務委託契約及び要求水準書におきまして、日曜日の不燃ごみ受入れを行わない条件となってございますことから、受入れは難しいものと考えているところでございます。

続きまして、関連施設の広報の在り方についての御質問でございます。

現在、施設のイベント等の情報発信につきましては、指定管理者から当連合へ情報提供いただき各構成市町と連携し、各市町の広報紙を活用した情報発信、こちらを中心に実施しているところでございます。

ＳＮＳ等による情報発信の有効性につきましては認識してございますが、フォロワー数や指定管理者を含めた労力等の課題もありますことから、より効果的な情報発信の方法について今後探ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川　昇三）　これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（早川　昇三）　以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和７年第１回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後　３時０５分　閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議　　長　　早　川　昇　三

署 名 議 員　　板　垣　正　人

署 名 議 員　　五十嵐　篤　雄